

■施行後におけるPFOS及びPFOAの水質検査の考え方(案)

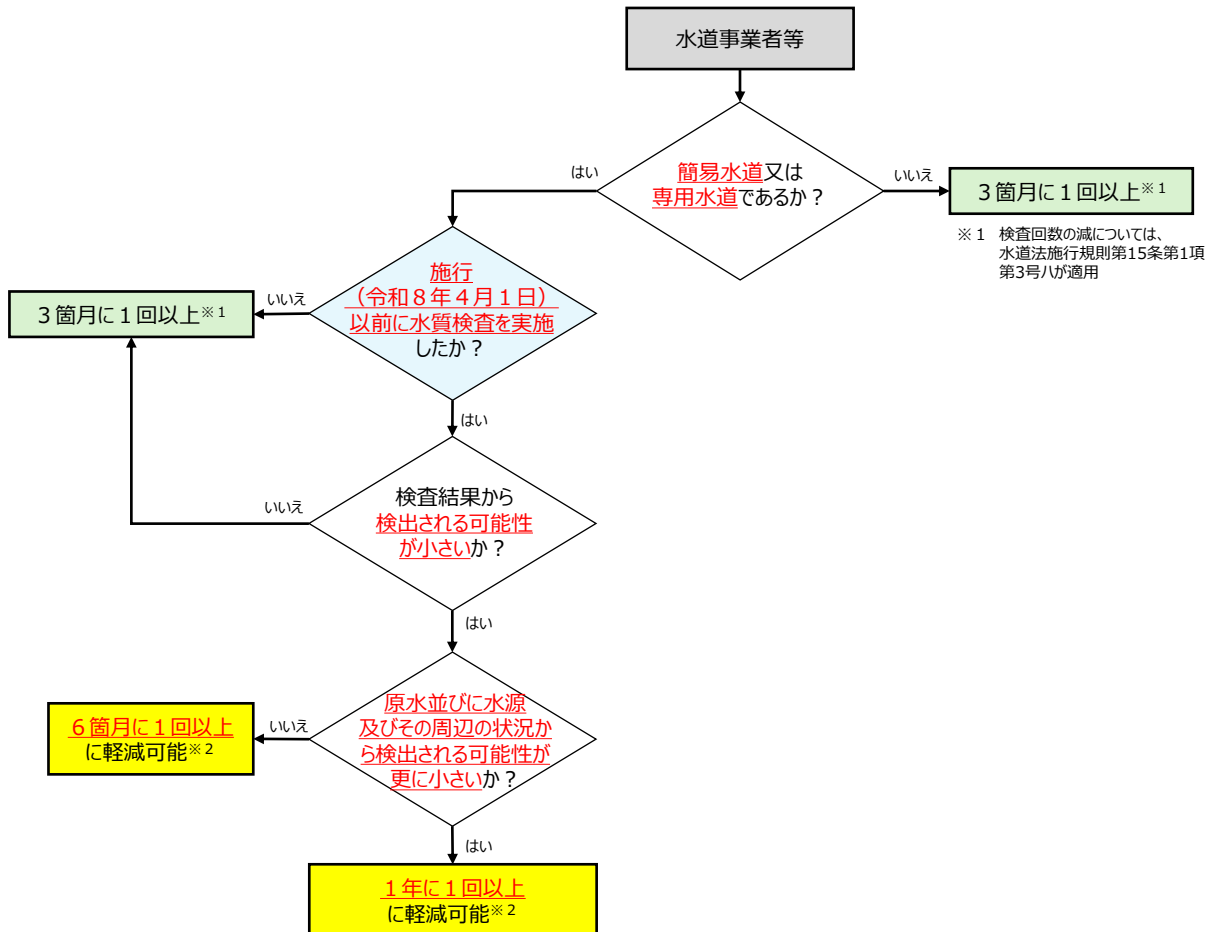
別紙 1_改正概要の「施行後の水質検査の考え方」の解釈を示すフローチャートを作成しましたので参考としてください。

①簡易水道及び専用水道においては、施行（令和 8 年 4 月 1 日）以前の検査結果によっては検査回数を減じることが可能となります。

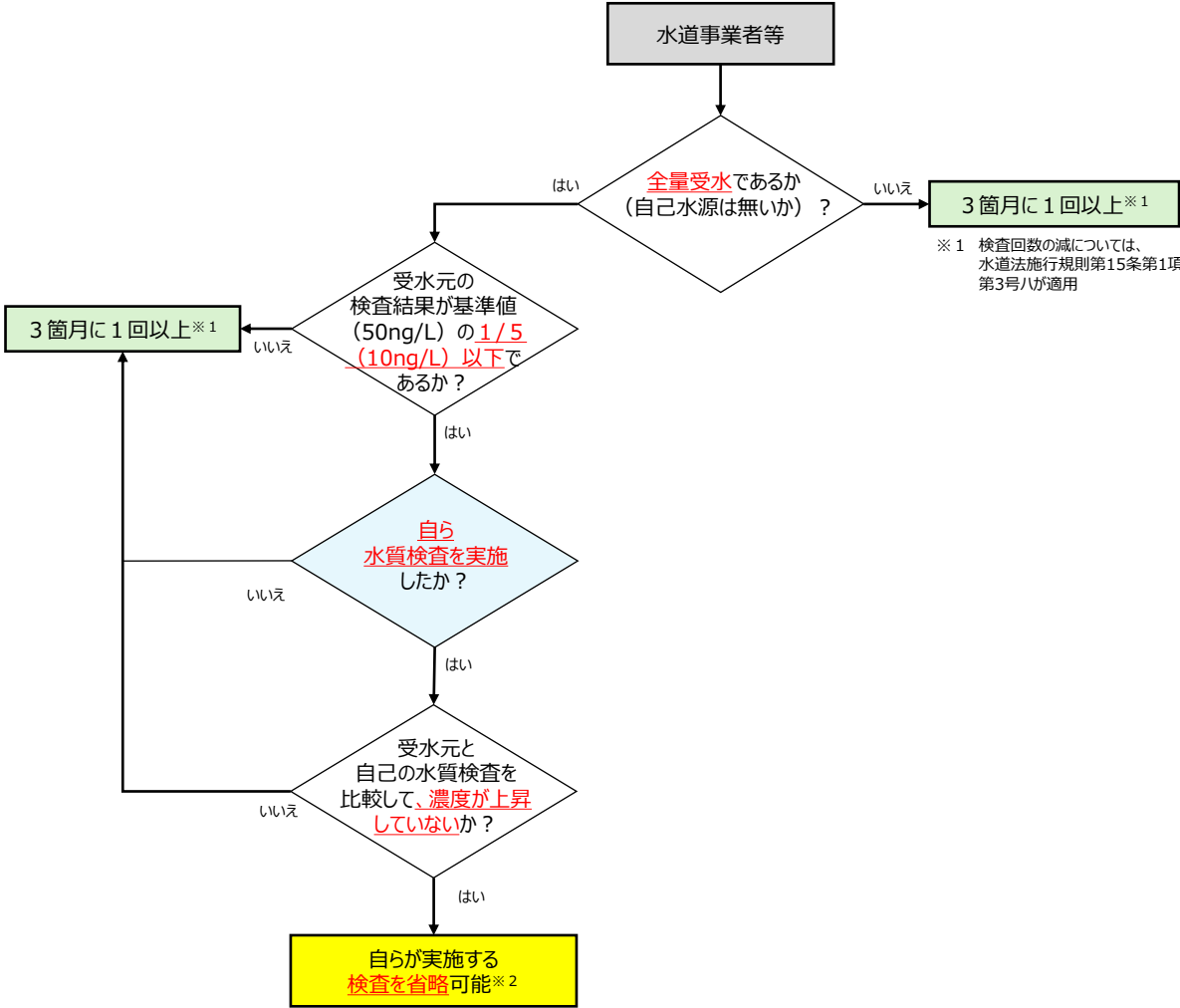
②全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、受水元の検査結果及び自ら検査の結果によっては検査を省略することが可能となります。

※現時点の省令改正案を元に作成したものであり、今後、変更となることがあります。

①簡易水道、専用水道の場合



②全量受水の場合



※2 受水元の検査結果を確認し、
検査結果が基準値 (50ng/L) の 1/5
(10ng/L) を超える場合は、検査回数は3箇月
に1回以上とする。